

八代緑ヶ丘町自治会運営規定

(趣旨、目的)

第1条 この規定は、八代緑ヶ丘町自治会会則に基づく、当町自治会の円滑な運営を図る事を目的とする。

(隣保、ブロックの構成)

第2条 (1)本町の隣保の構成は、町内沿路区分により近接する10から15戸程度を単位とする区分をもって一つの隣保とする。
(現在12隣保)

(2)本町のブロック構成は、3～5隣保を単位とする区分をもって一つのブロックとし、次の3ブロックに区分する。南ブロック
1～4隣保、中ブロック5～8隣保、北ブロック9～12隣保、

(3)隣保、ブロック構成及びその改定は、役員会の協議によって会長が決定する。

(運営の職務分担)

第3条 (1)委員は、会則の定めにより、本会の次の業務を分担する。

会 計 (1名) 本会の入出金管理を担当する。

監 査 (1名) 本会の事業及び会計を監査する。

広 報 (2名～3名)市広報文書の配布を担当する。掲示板ポスター管理。ICT等。

体 育 (1名) スポーツクラブ21城北と連携し、町民の体力向上と親睦を目指す。

防 犯 (1名) 防犯協会と連携し、町内の防犯活動を支援する。

福 祉 (1名～3名)社会福祉協議会と連携、町内の福祉活動を支援する。

(2)委員の職務分担は、役員会における互選により定め、会長が委嘱する。

(3)体育委員は、姫路市より委嘱された委員をもって当てる事が出来る。

(会員と入会金)

第4条 (1)本会会則第12条に定める会員は、一所帯当たり、年額6,000円(月額500円)とし、原則として毎年4月に一括納入するものとする。

(2)本会に新たに入会した会員は入会金5,000円を納入するものとし、入会月を含めたその年度の残り月数に応じた会費とあわせて一括納入する

(3)一旦納入された会費、入会金は返却しない。

(4)集合住宅に入居するものについては、別途貸主と協議し、役員会で決定する。

(助成金、と入会金)

第5条 (1)当自治会が認める町内各種団体に対し、次の活動助成金を支給する。

①こども会……年額45,000円

②中学生会……年額10,000円

③支給額の改定については、役員会の承認を得るものとする。

(2)上部団体又は外郭団体などの事業に対する分担金、応募金などの支出は、役員会で決定する但し、慣例、或いは軽少にして急を要するものは、支出後に役員会に報告をして、承認を得るものとする。

(該当する団体には、城北連合自治会、社会福祉協議会、消防城北分団、大歳神社等を指す。)

(活動手当の支給)

第6条 (1)会長活動費は年額50,000円、副会長10,000円、会計10,000円とし連合自治会からの活動助成金をその一部に充当するものとする。

(2)町内外の奉仕作業に指名されて、従事した会員には、作業手当として1日当たり1,000円を支給するものとする。

(3)手当の額の改定の際は、役員会の承認を得る。

(各種募金の支給)

第7条 (1)緑の募金、赤い羽根共同募金、歳末助け合い募金、日本赤十字社の出資については、町会費より一括募金するものとする。

(見舞い、弔意など)

第8条 (1)本会の会員が、会務執行中に災害を受けた場合は、役員会の決議により、応分の見舞金を贈ることが出来る。

(2)本会の会員(住民)の死去に際しては、ご香料(お花料、ご霊前等)5,000円を自治会名でご霊前に供える。また役員、隣保住民は、ご葬儀等執行の援助の申し出で、町内住民は通夜、葬儀に列するなど、弔意を表すものとする。

(3)本会の会員が、出産した場合には、1回当たり5,000円のお祝い金を自治会名で贈ることとする。

(付則)

(1) この規定は、平成19年4月1日から実施する。

(2) この規定の改廃は、役員会の過半数の決議にて行う。

（備考） 本運営規定は、平成 22 年 3 月にそれぞれ追加、明記されました。

- ① 町内各種団体への助成金の明記
- ② 活動手当の支給規定追加
- ③ 各種募金の取扱いを明記
- ④ 本町のブロック構成についての追記

本運営規定は、平成 24 年 3 月にさらに追加、明記されました

- ① 第 3 条（1）に防犯が追加されました。
- ② 第 4 条（1）の会費の年額を 4,800 円に変更しました。

本運営規定は、平成 29 年 3 月に一部変更、明記されました。

- ① 第 2 条第 1 項の現在隣保数を 12 隣保に変更しました。
- ② 第 2 条第 2 項のブロック構成の単位を「3～5 隣保」に変更し、
北ブロックの構成を「8～12 隣保」に変更しました。

本運営規定は、平成 31 年 3 月に一部変更、明記されました。

- ① 第 4 条(1)の会費を月額 500 円、年額 6,000 円に変更しました。
- ② 第 5 条(1)③の老人会の助成金項を削除する。
- ③ 第 6 条(1)の活動費を会長 50,000 円、副会長 10,000 円、会計 10,000 円とする。
- ④ 第 7 条(2)の日本赤十字の各戸出資をやめ(1)同様町会費より一括納付とする。

本運営規定は、令和 5 年 4 月 1 日に改正しました。

第 8 条に、(3)(出産祝金)を追加しました。

本運営規定は、令和 6 年 4 月 1 日改正しました。

第 2 条に(2)のブロック構成を変更しました(第 8 隣保を北ブロックから中ブロックに変更)。

本運営規定は、令和 7 年 3 月に改正しました。

第 3 条(1)環境美化及び公衆衛生委員は、市の事業終了の為廃止になりました。

委員の人数は現状に合わせることにする。